

福岡医発第516号（地）

平成25年5月14日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令に伴う学校保健安全法における取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、標記の件につきまして文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より別添のとおり通知が発出された旨、福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課より連絡がありましたのでお知らせします。

本件は、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令が施行されたことに伴い、学校保健安全法における取扱いについて通知されたものです。

鳥インフルエンザ（H7N9）の学校保健安全法における取扱いは下記の通りとなっておりますので、貴会におかれましてもご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

学校保健安全法施行規則第十八条第二項により、鳥インフルエンザ（H7N9）が学校において予防すべき感染症の第一種の感染症とみなされることとなる。

（出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」となる。）

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
学校保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

「公印省略」

25教体第639号

平成25年5月7日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課長

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令に
伴う学校保健安全法における取扱いについて

このことについて、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添写しの
とおり通知がありましたのでお知らせします。

学校保健安全法における取扱いは下記のとおりですので、十分に御理解の上、適切
な対応をお願いします。

記

学校保健安全法施行規則第十八条第二項により、鳥インフルエンザ（H7N9）が学校
において予防すべき感染症の第一種の感染症とみなされることとなる。

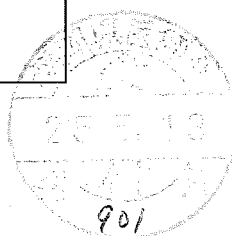
（出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」となる）。

【担当】

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課

保健給食係 松尾

TEL:092-643-3922 FAX:092-643-3926





事 務 連 絡
平成 25 年 5 月 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学法人・学校法人事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各公私立高等専門学校事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令に伴う
学校保健安全法における取扱いについて

海外における鳥インフルエンザ A（H7N9）の発生の状況に鑑み、別紙のとおり、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）等が公布され、平成 25 年 5 月 6 日から施行されることとなります。

これに伴う学校保健安全法における取扱いは下記のとおりですので、十分に御理解の上、適切な対応をお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校を含む。）に対して、それぞれ周知くださるようお願いいたします。

記

学校保健安全法施行規則第十八条第二項により、鳥インフルエンザ（H7N9）が学校において予防すべき感染症の第一種の感染症とみなされることとなる（出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」となる）。

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係
TEL：03-5253-4111(代)（内線 2918）

健発 0 4 2 6 第 1 9 号
平成 2 5 年 4 月 2 6 日

都道府県知事
各 政 令 市 市 長 殿
特別区 区 長

厚生労働省 健康局長
(公 印 省 略)

鳥インフルエンザ（H 7 N 9）を指定感染症として定める等の政令の施行等について

海外における鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）の発生の状況等に鑑み、鳥インフルエンザ（H 7 N 9）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第130号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第131号）、鳥インフルエンザ（H 7 N 9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成25年厚生労働省令第62号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第63号）が本日公布されたところであるが（別添 1 参照）、その改正の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 趣旨

鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）については、今年 3 月 31 日に中国政府が 3 名の感染者を公表して以降、多くの発症事例が報告されている。現時点では人から人への持続的な感染は確認されていないが、ウイルスが人への適応性を高めており、パンデミックを起こす可能性は否定できないとの報告がなされているところである。

こうした状況を踏まえ、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対

して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備するとともに、仮に人から人へ持続的に感染することとなった場合の迅速な情報把握及び対応を可能とすること等のため、所要の措置を講じるものである。

第二 概要

1 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）の制定

（1）鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH7N9であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H7N9）」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定めること。（第1条関係）

（2）鳥インフルエンザ（H7N9）については、感染症法第8条第1項、第12条（第4項及び第5項を除く。）、第13条、第16条から第25条まで、第30条、第34条、第35条（第4項を除く。）、第36条第1項及び第2項、第37条、第38条（第7項を除く。）、第39条第1項、第40条から第44条まで、第58条（第5号から第9号まで、第11号、第13号及び第14号を除く。）、第61条第2項及び第3項、第63条の2、第64条第1項、第65条、第65条の3並びに第66条の規定を準用するとともに、所要の読替えをすること。（第2条関係）

なお、講じることのできる主な措置については、別紙のとおり。

（3）（2）で準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、法定受託事務を規定すること。（第3条関係）

（4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部を改正すること。（附則第3項関係）

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）の一部改正

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清型がH7N9であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）に限る。）を感染症法第6条第23項の四種病原体等に指定すること。（第3条関係）

3 検疫法施行令（昭和26年政令第377号）の一部改正

（1）検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第3号の政令で定める感染

症として鳥インフルエンザ（H7N9）を定めること。（第1条関係）

（2）鳥インフルエンザ（H7N9）の病原体の有無に関する検査の手数料を3,450円と定めること。（別表第2関係）

4 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成25年厚生労働省令第62号）の制定

1により、鳥インフルエンザ（H7N9）を感染症法第6条第8項の指定感染症に追加したことに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の規定についても準用するとともに所要の読替えをすることとすること。

5 検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）の一部改正

3により、鳥インフルエンザ（H7N9）が検疫感染症に追加されたことに伴い、検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）第6条第2項に定める仮検疫済証に付する期間について、鳥インフルエンザ（H7N9）を240時間とすること。（第6条関係）

第三 施行期日等

1 公布の日から起算して10日を経過した日（平成25年5月6日）から施行すること。ただし、第二の2の政令については、公布の日（平成25年4月26日）から施行すること。

2 第二の1の政令及び第一の4の省令については、施行の日から起算して1年を経過した日（平成26年5月6日）に、その効力を失うこと。

第四 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）について、別添2のとおり改めること。この実施要綱の改正は、平成25年5月6日から適用すること。

鳥インフルエンザ（H7N9）について講じることのできる主な措置

疑似症患者に対する適用（第8条第1項）
医師の届出（第12条）
獣医師の届出（第13条）
感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）
健康診断（第17条）
就業制限（第18条）
入院（第19条及び第20条）
移送（第21条）
退院（第22条）
感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）
ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）
物件に係る措置（第29条）
死体の移動制限等（第30条）
質問及び調査（第35条）
入院患者の医療（第37条）

※ 上記措置に附随する関係規定は省略している

※ 括弧内は、感染症法の条